

一般社団法人 共益型三重県臨床工学技士会 臨時総会議案書

日 時： 令和5年8月27日（日） 午前10時00分～

開催方法： ハイブリッド開催

開催場所： 鈴鹿医療科学大学 千代崎キャンパス 3515 教室

〒510-0293 三重県鈴鹿市岸岡町 1001 番地 1

プログラム：

10：00～10：30 臨時総会

【特別決議】

第1号議案 定款の一部変更の件

報告事項 定款施行細則追加・変更事項の件

総会審議事項

第 1 号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

- ・ 事務局長の交代により、事務所の所在地を変更するためであります。
主たる事務所を最小独立行政区画（今回は三重県津市）で定めておくことにより
将来、主たる事務所が区画内で移転する限りにおいては定款変更決議は不要となります。
- ・ 事務局機能の強化および事務局長の負担軽減を目的として、副事務局長および財務理事の役職を
新設するために役員の定数を変更するものであります。
- ・ 会員の種別を一部廃止および新設するものであります。
- ・ 現行定款につきまして、字句の誤字及び表記を修正するために変更を行うものであります。
- ・ 発足当初より数年経過して会員数の増加、運営環境の変化もあり定款を定期的に見直していく必要性が
あるため、定款変更の議決を法律上定められた要件の 3 分の 2 に戻すものであります。

2. 変更の内容

- ・ 変更の内容は、別紙（定款新旧対照表）を参照してください。

報告事項 定款施行細則追加・変更事項の件

- ・ 定款の一部変更により、定款施行細則を別紙（定款施行細則新旧対照表）のとおりといたします。

定款新旧対照表

新	旧	備考欄
第1章 総 則 (事務所の所在地) 第2条 当法人は、主たる事務所を<u>三重県津市</u>に置く。 <u>2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。</u> 第2章 会 員 (種 別) 第7条 当法人は、次の4種の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。) 第11条第1項第5号等に規定する社員とする。 (1) 正会員 臨床工学校士の免許を有し、三重県内に在住、又は勤務する者で当法人の目的に賛同する個人。なお、当法人の正会員は、日本臨床工学校士会の会員になるものとする。 (2) 育成会員 当法人の目的に賛同する<u>学校法人法に基づき</u> <u>臨床工学校士養成校の学生個人。但し、臨床工学校士の免許取得前の養成課程に所属しているものとする。</u> (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助する個人、又は団体。<u>なお、臨床工学校士の免許を有する者は賛助会員となることができないものとする。</u> (4) 名誉会員 当法人に顕著な功労のあった者、又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者	第1章 総 則 (主たる事務所の所在地) 第2条 当法人は、主たる事務所を三重県津市南新町17番22号特定医療法人同心会遠山病院透析室内に置く。 第2章 会 員 (種 別) 第7条 当法人は、次の4種の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。) 第11条第1項第5号等に規定する社員とする。 (1) 正会員 臨床工学校士の免許を有し、三重県内に在住、又は勤務する者で当法人の目的に賛同する個人。なお、当法人の正会員は、日本臨床工学校士会の会員になるものとする。 (2) 準会員 当法人の目的に賛同する個人又は臨床工学校士養成校の学生 (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助する個人、又は団体 (4) 名誉会員 当法人に顕著な功労のあった者、又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者	(変更) (新設) (変更) (変更)

定款新旧対照表

新		旧	備考欄
(入会) 【略】 第 8 条 【略】 (入会金及び会費) 第 9 条 正会員、 育成会員 及び賛助会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。	(入会) 【略】 第 8 条 【略】 (入会金及び会費) 第 9 条 正会員、準会員及び賛助会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。	(入会) 【略】 第 8 条 【略】 (入会金及び会費) 第 9 条 正会員、準会員、準会員、賛助会員及び名誉会員 の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。	(変更)
(社員名簿) 第 10 条 当法人は、正会員、 育成会員 、賛助会員及び名誉会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。	(社員名簿) 第 10 条 当法人は、正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。	(社員名簿) 第 10 条 当法人は、正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。	(変更)
2 当法人の正会員、 育成会員 、賛助会員及び名誉会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」記載した住所又は正会員、準会員、 育成会員 、賛助会員及び名誉会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。	2 当法人の正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」記載した住所又は正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。	2 当法人の正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」記載した住所又は正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。	(変更)
(退 会) 第 11 条 会員は、退会届を会長に提出することにより、当法人を退会することができる。 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとみなす。	(退 会) 第 11 条 会員は、退会届を会長に提出することにより、当法人を退会することができる。 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとみなす。	(退 会) 第 11 条 会員は、退会届を会長に提出することにより、当法人を退会することができる。 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとみなす。	(変更)

定款新旧対照表

新	旧	備考欄
(1) 死亡又は解散したとき。 (2) 正会員にあっては、臨床工学技士の免許を取り消されたとき。 (3) 正会員、<u>賛成会員</u>及び賛助会員にあっては、正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。 (4) 法人法上の総社員の同意があったとき。 (5) 除名されたとき。 <u>(6) 正会員にあっては、公益社団法人日本臨床工学技士会を退会したとき。</u> (除 名) 第12条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、法人法第49条第2項第1号の定めるところによる社員総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、かつ、社員総会において弁明する機会を付与しなければならない。 (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。 (2) 当法人の名誉を毀損したとき。 (3) 当法人の目的に違背する行為があったとき。 (4) 前各号のほか、正当な理由があるとき。 2 前項の規定により、除名の決議がなされたときは、当該社員に対し、その旨を通知をしなければならぬ。	(1) 死亡又は解散したとき。 (2) 正会員にあっては、臨床工学技士の免許を取り消されたとき。 (3) 正会員、準会員及び賛助会員にあっては、正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。 (4) 法人法上の総社員の同意があったとき。 (5) 除名されたとき。 (除 名) 第12条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、法人法第49条第2項第1号の定めるところによる社員総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、かつ、社員総会において弁明する機会を付与しなければならない。 (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。 (2) 当法人の名誉を毀損したとき。 (3) 当法人の目的に違背する行為があったとき。 (4) 前各号のほか、正当な理由があるとき。 2 前項の規定により、除名の決議がなされたときは、当該社員に対し、その旨を通知をしなければならぬ。	(変更) (新設) (変更)

定款新旧対照表

新		旧	備考欄
(種別)	第25条 当法人には、次の役員を置く。 (1) 理事 7名以上 <u>17</u> 名以内 (会長及び副会長を含む) (2) 監事 2名 第5章 理 事 会	(種別) 第25条 当法人には、次の役員を置く。 (1) 理事 7名以上15名以内 (会長及び副会長を含む) (2) 監事 2名 第5章 理 事 会	(変更)
(権能)	第32条 理事会は、理事の職務の執行の監督をする。 2 理事会は、法人法に規定する事項及び <u>この定款の別に規定するもののほか</u> 、次の事項を決議する。	(権能) 第32条 理事会は、理事の職務の執行の監督をする。 2 理事会は、法人法に規定する事項及のほか、次の事項を決議する。	(変更)
(委員会)	第40条 当法人は、事業推進のため必要と認めるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置することできる。 2 委員会の構成員、任務及び構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議に基づき、これを定める。 <u>3 前各項に定めるもののほか、委員会に関する事項は、別に定める。</u>	(委員会) 第40条 当法人は、事業推進のため必要と認めるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置することできる。 2 委員会の構成員、任務及び構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会に決議に基づき、これを定める。	(変更) (新設)
第8章 定款の変更及び解散	第8章 定款の変更及び解散	第8章 定款の変更及び解散	

定款新旧対照表

新	旧	備考欄
(定款の変更) 第47条 この定款は、社員総会において、総社員（正会員）の半数以上であって、総社員（正会員）の議決権の <u>3分</u> の <u>2</u> 以上にあたる議決を経なければ変更することはいない。	(定款の変更) 第47条 この定款は、社員総会において、総社員（正会員）の半数以上であって、総社員（正会員）の議決権の4分の3以上にあたる議決を経なければ変更することはいない。	(変更)

定款施行細則新旧対照表

新	旧	備考欄
Ⅱ. 理事及び監事の選挙規程 第 12 条 選挙は、候補者について無記名投票により行い連記制とする。 2 理事 最大 <u>17</u> 名 投票数は 7 名以上 <u>17</u> 名以内に○を付ける。 監事 2 名 投票数は 1 名で 上位 2 名を選出する。 付 則 この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。 この規定の第 12 条 2 項は、2016 年 6 月 5 日追加した。 <u>この規定の第 12 条 2 項は、2023 年 8 月 27 日改正した。</u> Ⅲ. 入会金及び会費規程 第 1 条 定款第 9 条による正会員の当法人の会費は、入会金 1,000 円、年会費 5,000 円とする。 2 他都道府県臨床工学技士の会員が当法人の正会員になった場合、当該年会費が前所属臨床工学技士会に納付済みの場合は、当法人の入会金のみとする。 3 <u>育成</u>会員の会費は、入会金 1,000 円、<u>年会費を 1,000 円とする。</u> 4 賛助会員の年会費は、個人会員 一口、10,000 円、団体会員 一口、<u>30,000 円</u>とする。但し、入会金は免除する。<u>団体会員の年会費には、支払った年度分の会報誌掲載用広告費を含むものとする。</u>	Ⅱ. 理事及び監事の選挙規程 第 12 条 選挙は、候補者について無記名投票により行い連記制とする。 2 理事 最大 15 名 投票数は 7 名以上 15 名以内に○を付ける。 監事 2 名 投票数は 1 名で 上位 2 名を選出する。 付 則 この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。 この規定の第 12 条 2 項は、2016 年 6 月 5 日追加した。 (変更) Ⅲ. 入会金及び会費規程 第 1 条 定款第 9 条による正会員の当法人の会費は、入会金 1,000 円、年会費 5,000 円とする。 2 他都道府県臨床工学技士の会員が当法人の正会員になった場合、当該年会費が前所属臨床工学技士会に納付済みの場合は、当法人の入会金のみとする。 3 準会員の会費は、入会金 1,000 円、年会費を個人会員 10,000 円 (但し、正会員以外の臨床工学技士は 5,000 円)、学生会員 1,000 円とする。 4 賛助会員の年会費は、個人会員 一口、10,000 円、団体会員 一口、20,000 円とする。但し、入会金は免除する。 (変更) (追加)	(変更) (追加) (変更) (追加)

定款施行細則新旧対照表

新	旧	備考欄
5 入会金及び会費は、事務局へ納入する。 6 退会しようとする者は、当該年度までの年会費を納入しなければならぬ。 第2条 会費の納入期は、次の通りとする。 (1) 入会者は、入会手続きと同時に入会金、及びその年度の会費を納入するものとする。 (2) 正会員、<u>賛成</u>会員、及び賛助会員は年度開始前にその年度の会費を納入するものとする。 付 則 この規程は、2015年4月1日から施行する。 <u>この規程の第1条3項及び4項、第2条(2)は、2023年8月27日改正した。</u> ※ なお、準会員であった個人会員は、区分の削除に伴い賛助会員の個人会員区分へ移行するものとする。 IV. 会員の権能に関する規程 第1条 【略】 第2条 【略】 第3条 <u>賛成</u>会員は、次の権能をもつ。 (1) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。 (2) 当法人の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。 (3) その他当法人の事業に参加する権利を有する。	5 入会金及び会費は、事務局へ納入する。 6 退会しようとする者は、当該年度までの年会費を納入しなければならぬ。 第2条 会費の納入期は、次の通りとする。 (1) 入会者は、入会手続きと同時に入会金、及びその年度の会費を納入するものとする。 (2) 正会員、準会員、及び賛助会員は年度開始前にその年度の会費を納入するものとする。 付 則 この規程は、2015年4月1日から施行する。 IV. 会員の権能に関する規程 第1条 【略】 第2条 【略】 第3条 準会員は、次の権能をもつ。 (1) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。 (2) 当法人の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。 (3) その他当法人の事業に参加する権利を有する。	(変更) (追加) (追加) (変更)

定款施行細則新旧対照表

新	旧	備考欄
第4条 【略】 第5条 【略】 第6条 【略】 付 則 この規程は、2015年4月1日から施行する。 この規定の第2条(2)は、2017年6月4日改正した。 この規定の第3条1項は、2023年8月27日改正した。 IX. 正・<u>育成</u>会員の休会に関する規定 第1条 【略】 第2条 【略】 第3条 【略】 第4条 【略】 第5条 【略】 付 則 この規程は、2015年10月1日から施行する。 この規定の名称は、2023年8月27日改正した。	第4条 【略】 第5条 【略】 第6条 【略】 付 則 この規程は、2015年4月1日から施行する。 この規定の第2条(2)は、2017年6月4日改正した。 IX. 正準会員の休会に関する規定 第1条 【略】 第2条 【略】 第3条 【略】 第4条 【略】 第5条 【略】 付 則 この規程は、2015年10月1日から施行する。	(追加) (変更) (追加)